

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成26年9月25日

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 井上 利和

1 公募内容

(1) 事業名

特定緊急作業従事者等に対するがん検診等の検査業務

(2) 事業の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第59条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成23年厚生労働省告示第402号）で定める緊急作業。以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者については、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」という。）に基づき、事業者は、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超えた者（以下「特定緊急作業従事者等」という。）に対し、その被ばく線量に応じて、おおむね1年ごとに1回、がん検診等を実施するとされている。

また、指針では、国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者等の一定の要件を満たす者に対し、がん検診等の検査等に要する費用の全部又は一部を援助するとされている。

当該検査等に要する費用の援助については、都道府県労働局長が医療機関を指定し、国の援助対象者（指針第4の3のア及びイに規定する者。以下「援助対象者」という。）が当該医療機関を受診した場合に、国が指定する検査の範囲内において、その費用を国が負担することにより実施する。

(3) 事業内容

国が指定する指針第2の2の規定に基づく検査及び指針第4の3の規定に基づく一般健康診断に相当する検査の実施。

(4) 実施期間

契約締結日から契約締結日が属する会計年度の3月31日までとする。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働保険に加入しており、かつ、保険料の滞納が無いこと。(直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。)
- (4) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

3 特殊な技術及び設備等の条件

- (1) 国が指定する検査に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその検査を実施できること。なお、電離放射線障害予防規則に基づく健康診断を実施している等、放射線に関する診断等に知識を有する医師が望ましいこと。
また、白内障に関する眼の検査に関しては、日常的に眼科領域の診療等に従事している医師が行うことが望ましいこと。
- (2) 臨床検査技師等、国が指定する検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 細隙灯顕微鏡^{さいげきとう}や眼の水晶体の写真撮影機材等、検査の種類に応じて必要な設備が装備されており、また、(公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、下記記載の神奈川労働局労働基準部健康課に連絡し事業について説明を受けたうえで、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成26年10月9日(木)17時まで
- (2) 意思表示場所 神奈川労働局総務部総務課会計第二係 菱木
- (3) 意思表示方法 持参又は郵送(書留)
- (4) 意思表示様式 神奈川労働局労働基準部健康課にて交付

5 契約

委託契約は、神奈川労働局と選定された者の代表との間で、別に提示する委託契約書に基づき締結する。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結はできない。

6 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできない。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、再委託に係る承認申請書を提出し、神奈川労働局の承認を受けること。
- (3) 委託契約の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

- (4) 再委託の相手方がさらに第三者に委託を行う場合には、履行体制図を提出しなければならない。

7 その他

- (1) 委託手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
- ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
 - ウ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。

【本件担当及び連絡先】

住 所：神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階
担 当：(事業に関すること) 神奈川労働局労働基準部健康課 前田
電 話：045-211-7353
FAX：045-211-0048
(契約に関すること) 神奈川労働局総務部総務課会計第二係 菱木
電 話：045-211-7350
FAX：045-651-1190